

## 情緒障害児等の学習指導に関する研究 学業不振を予防するために就学猶予をした者についての事例研究

研究第6部 権平俊子

要約:

1975年より、学業不振児及び学業不振になる恐れのある、情緒障害児等に対して、学習指導を行ないその改善、予防に努め、効果を収めてきた。学業不振を予防する対策の一つとして、学校教育の出発点で、能力を備え、適切な指導をすることにより、学習効果をあげることが出来ると考えて、就学猶予をしてきた。こうした対象児で、現在20歳以上になっている、男4名(知能の程度は6歳時、境界線児1名、軽度精薄児3名)、女1名(境界線児)と、就学猶予を申請して許可されなかった男1名(境界線児)につき事例研究を行なった結果、猶予した5名の中、自閉的行動が目立って施設に入っている1名を除き、4名は普通高校を卒業し、中2名は大学を卒業した。家事をしている女を除き、男は会社に勤務して、社会人として活躍している。猶予が許可されなかった者は、養護学校を卒業し、福祉作業所で作業している。就学猶予し、現在、20歳未満で小卒以上の、境界線児3名(男2名、女1名)につきみると、男2名は普通校で、中程度の成績をとっている。女は中学で特殊学級に在ったが、その後専門学校に通っている。以上の結果から、就学猶予することは、就学しても、能力が学校教育を受入れるまで、成熟していないが、1年猶予し、出発点で能力が揃うと判断される子には、学業不振の予防対策として、有効の方法であると云える。

見出し語: 就学猶予、学業不振、学習指導、軽度精薄児、境界線児

Study on Guiding Emotionally Disturbed Children Their Learning  
Case Study on Children who postponed School Attendance lest they should be Under-achievers

Toshiko GONDAIRA

Since 1975, I have kept guiding emotionally disturbed children, who were under-achievers and who were likely to manifest under-achievement, in their learning endeavoring to improve and protect them and have obtained good results. As one of the countermeasures to prevent children from becoming under-achievers, I have considered the postponement of school attendance of these children believing that better learning results can be obtained by making the abilities of children even at the starting point of school education and giving them proper guidance. As the result of studying the subjects over 20 years old, i.e. 4 boys (1 borderline class child at the age of 6, and 3 mildly mentally retarded), 1 girl (borderline class) and 1 boy (borderline class) whose application for postponement of school attendance was not permitted, it was found that among 5 cases who postponed school attendance, excepting 1 case who is cared at the institution because of his conspicuous autistic behaviors, 4 cases had completed normal senior high schools and among them 2 cases graduated from universities. Excepting 1 girl who is doing housework, the boys are working at the companies and active as full-fledged members of society. The case whose application for postponement of school attendance had not been permitted completed school for handicapped children and is now working at Welfare Workshop. Studying 3 borderline class cases (2 boys and 1 girl) under 20 years old at present, who postponed school attendance, and with school level above elementary school, 2 boys get medium grades at normal schools. Although the girl attended special junior high school for the handicapped, she is attending college now. From these results, it may be admitted that the postponement of school attendance is an effective method for the prevention of under-achievers for the children whose abilities are judged not enough matured to accept school education even if they attend school, but when their attendances are postponed for 1 year, their abilities are made even at the starting point of school education.

Key Words : Postponement of school attendance. Under-achievement. Guidance in learning.  
Mildly mentally retarded child. Borderline class child.

## I はじめに

情緒障害児等にその問題を解決するために、遊戯療法それと並行して母親のカウンセリングを行ってきた。或程度問題が解決しても、学校での学習についていけない子どもが多いので、算数を中心とする学習指導を子どもに行くと同時に、母親に指導法を教えて、学業不振の改善、予防に努めてきた。近年、このような子どもは、学習障害児として問題とされて、いろいろ対策が立てられてきている。子どもはどの子も同じように発達していくものではなく、病気や環境の影響等の要因により、一時的に発達が遅れてしまうこともある。どの子も、6歳になった4月に就学させると一律に考えないで、就学猶予をし、適切な指導をしていくことにより、学業不振を予防することができる考えた。就学猶予をし、現在、成人している者がどのような生活をしているか、事例研究を行って、この方法の是非につき、検討を加えたい。

## II 研究目的

1975年より、学業不振及び学業不振を起す恐れがある情緒障害児、境界線児、精神薄弱児、自閉症児等に対し学習指導を行い、その改善、予防に努め、或程度の効果を上げてきた。近年、教育委員会に就学猶予願いを出すと、低学年時には、効果は現れるが、高学年になると学力は下るから、猶予しても無駄であるという意見で、許可してくれない。そこで、学業不振を予防する対策として、学校教育の出発点に於て、能力を備え、指導することにより、効果を収めることが出来ると考えて、就学猶予をした、対象児の成人後の様子を追跡して、事例研究を行い、この方法の是非、及び学習指導の方法等につき検討を加え、今後の学業不振の改善、予防に役立てたいと思う。

## III 方法

学業不振になる恐れがあり、就学を1年猶予し、普通教育でやれる可能性がある子どもに対して、就学を猶予し、小学校時に学習指導グループで指導<sup>1)</sup>を行い、現在20歳以上になっている男4名、女1名と、就学猶予を希望したが、教育委員会から、許可されなかった男1名につき、事例研究を行い、検討を加える。それとともに現在小学校を卒業している男2名、女1名につき、事例研究を行い、現状を検討して、参考としたい。

## IV 結果

## 1 事例研究

(1) 就学を猶予した事例で20歳以上の者

<事例1> T. S. (男) 1963年6月生 26歳

4歳5月に来所、主訴は言葉が遅れていて、全体に幼い。I. Q. 83、満期産で異常なし、2歳4月時発熱、ひきつけを起し意識が混濁し、5日間入院、その後脳波異常なし、6歳4月時、I. Q. 79、就学猶予を両親が希望し、該当年齢より下の組に入れるため転園、猶予後、週1回、遊戯療法、母親のカウンセリングの中で、字や数の教え方を指導、7歳7月時I. Q. 88、私立小入学後、算数を中心に筆者が個人指導、一つの課題、例えば、繰上りを教えて、その時は例題をさせ、出来たので理解したと思うと、1週間後に同じ課題をさせると、全く分らない。教えると1回目より早く理解するが、次回には、また忘れていて、何回か繰返す中に定着していく。指導する時は成功感を味合わせるように注意した。この経験から、子どもが嫌がらないよう根気よく指導していけば、或程度のことは覚えられたので、学校だけに任せておくと、落ちこぼれてしまう子だと思った。日常一緒にいる親が親子関係を悪くしないよう注意しながら、指導できれば、長時間の指導に耐える子ではないので、効果が上ると判断し、また、教科指導の専門家ならより適切な指導ができると考えて、専門家の協力を得て、学習指導グループをつくり、親子指導を月1回行った。9歳時に右眼上のあざの治療にいった形成外科医により、レックリング・ハウゼン病が発見されたが、幸いに現在も余り進行していない。指導の効果が現われ、小学5年生の頃には中位の成績がとれるようになり、13歳6月時I. Q. 95、中学は女子だけなので、中学を受験して合格した。高校と進み、卒業して、私立大学の経済学部に入學した。卒業後、機械メーカーに就職した。現在、地方出張等をこなして、社員として活躍しているとのことである。母親は幼児期、小学校低学年時代の苦勞から考えると、現在は夢のようだと話している。

<事例2> S. T. (男) 1966年2月生 24歳<sup>2)</sup>

2歳11月に主訴は言葉の遅れ、新しい場面、人に恐怖を示し、すぐ泣く。D. Q. 65、正常産、発育は標準より遅れ気味であったが、3歳年上の姉がダウン症でひどく遅れていたため、母親は気にしていなかったが、友人に注意され相談に来所した。姉が障害児のため、相談等にいくことが多く乳児期から、母がおぶっていることが多か

った。1年前から、姉が遠くの養護学校の幼稚部に入ったので、昼間は母と外で過ごすことが多く、落着かない生活だった。そこで、学校の近くにマンションを借り、引越した。母親はなるべく、本児の相手をするようにし、遊戯療法と母親のカウンセリングを行なった。姉との関係で遅れたのではなく、本児にも問題があるように思われた。小児神経科医により脳波異常が発見され、投薬治療で合せて行われた。発音不明瞭につき、専門医の診察の結果は、「鼻くう閉鎖不全があり全体に口の動きが未熟なので、成長を待ってから、訓練した方がよい。よく話かけて、話をよく聞いてやるのが大切である」ということであった。4歳時に、該当年齢より1年下の3年保育に入園、5歳11月時に、I. Q. 70、幼稚園で1年下の組で適応してきているので、両親と話し合い、就学猶予をした。1年後に小学校に入学し、1月後に、担任から、筆者に「普通学級でみれる子ではない。そちらで普通学級というから、両親が納得しないで困る」と電話があった。そこで「もう少し、面倒をみて欲しい」と頼んだ。両親は重大さを認識して、本児の教育に熱心になり、解決策を相談にきた。家庭教師をつけ、算数、国語の基礎から教えて貰うことにした。学年末には担任からこのまま普通学級で教育していける子だといわれた。家庭教師が止めたので、当所で週2回、個人指導をした。課題にのりにくく、落ち着きのない行動が目立ち、手が不器用で定規をあてて、直線を引くことができない。最近云われている学習障害児の特徴があった。<sup>10)</sup> バツをつけられるのが、嫌いなので、やり直しをさせても、マルをつけてやるようにした。3年生より学習指導グループで指導し、その結果に基づいて個人指導を行った。算数の文章題を利用して、言語理解ができるように努めた。小学5年頃より、学校の成績も上り、3段階評価で、算数は2、国語は2になった。6年も同じように進んで、私立中学を受験して合格した。中学、高校と音楽、体育、園工はよくないが、他の教科は上位の成績がとれるようになった。一浪して、中堅の私立大学の商学部に入学者、卒業した。商事会社に入社して勤務している。

<事例3> N. T. (男) 1966年1月生 24歳

3歳11月に来所、主訴は言葉の遅れ、多動で勝手の行動をし、目が離せない。テスト不能、正常産で11月に歩き始め運動面の発達は順調、脳波異常なし、4歳3月時D. Q. 66、遊戯療法と母親のカウンセリングを行った。幼稚園の該当年齢より1年下の組に入って、どうにかやっている。両親は就学猶予を希望した。5歳11月時I. Q. 73、6歳9月時、I. Q. 84、そのまま幼稚園に在園して、1年後、小学校に入学した。2年生になって、勉強

についていけないようなので、どう指導したらよいかと相談に来所、算数科の足し算、引き算、数の順位等の基礎が理解できていない。基礎から理解できるように根気よく指導していくことが必要であると判断した。両親は教職希望の学生を家庭教師にした。家庭教師に出来ることから、出来ないことに進むようにし、自信をつけていくようにと指導した。3年生より学習指導グループで指導し、その結果に基づいて、週1回当所で指導した。5年生頃より、学校の授業についていけるようになり、6年生の1学期には、5段階評価で算数3、国語2になり、私立中学を受験し合格した。中学、高校と問題なく過したが、家業が倒産した為、大学進学を諦めて、食品製造会社に就職し、ずっと社員として勤務している。

<事例4> H. M. (女) 1964年7月生 25歳

4歳10月時に来所、主訴は言葉の遅れ、4歳10月時D. Q. 80、正常産、11月時左多指症手術、2歳5月時ポタニー氏管開存手術、4歳5月時発作を起し脳波検査の結果てんかんと診断されて投薬中、地方都市に在住の為、現地の言語治療教室で指導を受ける。6歳3月時I. Q. 79、医師である父親は、これまで、いろいろ病気や手術をしているので、就学猶予を希望し、猶予して、保育園から幼稚園に変える。小学校に入学後、母親が教科指導について相談に来所する。算数科については、基礎をしっかり理解させていくことが大切であると助言した。小学校教師の経験者を家庭教師につけて指導する。4年生から学習指導グループに各学期毎に来所し、その結果に基づいて、家庭で指導するように努めた。6年時、5段階評価で、算数、国語、社会、理科は2であった。私立中学を受験し、合格した。高校に進学して、卒業した。その後茶道、華道、料理等、稽古事をしている。3年前に母が死亡したので、家事をしている。

<事例5> K. I. (男) 1969年10月生 20歳

3歳11月時、主訴は言葉の遅れ、勝手に動き回る。意志の疎通ができない。視線が合ないということで来所、正常産、乳児期は大人しい子だった。D. Q. 67、小児神経科医による診察の結果、脳波異常あり投薬開始、自閉的傾向との診断。遊戯療法と母親のカウンセリングを行う。幼稚園の該当年齢の1年下の組で、固執の行動があるがどうにかやっている。6歳3月時I. Q. 68、両親はこのまま幼稚園にもう1年置きたいと、就学猶予をする。小学校入学後、学習指導グループで指導、学力は順調に進み4年生頃まで、余り問題も起きずやっていたが、母親が病気になり、手が掛けられなくなると、異性に対して、興味を示し、女性のスカートめくり等をはじめてだんだんひどくなり、町で女に抱きついたり、駅の女のトイレ

レを覗いて、パトカーに乗せられて、警察署に連れていかれたりするようになった。児童相談所を通じて、自閉症児施設に措置された。現在、成人施設に入所している。

### (2) 就学猶予が許可されなかった事例

<事例6> K. T. (男) 1968年8月生 21歳

6歳4月時に幼稚園の紹介で来所、主訴は運動機能の遅れ、理解が悪い、保育集団に参加しない、馴れた人でないと話しをしない。6歳4月時にI. Q. 89、正常産、生後5日目に2日間高熱を出した。へん桃腺炎で高熱を出して、ひきつけ3回、5歳6月に全身麻酔でへん桃腺摘出手術をした。教育委員会の相談室グループ・セラピーを受けている。当所で小児神経科医に紹介し、脳波測定の結果異常があり、投薬を進めるが、教育委員会で、検査した結果、異常はなかったのだから、その必要はないと言われた。両親が迷っている1月後に、大発作を起して、救急車で病院に運ばれて、発作が続き、1月入院した。入学前に大病をしていること、全体に遅れ気味であることから、就学猶予をした方が教育効果が上ると考えた。両親もそれを希望したが、教育委員会で、その中、特殊学級で教育する子だから、その必要はないということであった。1年に入学したが、平仮名も読めないし、10迄の数の理解も出来ていないので、付いていけなくなり、1年生時から、特殊学級に入級を勧められ、相談に来所した。7歳11月時I. Q. 79、テストの結果をみると、記憶の問題は出来るが、簡単な計算問題も出来ない。3年生から、特殊学級に入級し、中学校を経て、養護学校の高等部を卒業した。現在、福祉作業所で働いているが能力はあるのに、働く意欲がないと言われている。

### (3) 就学猶予をして小卒以上で20歳未満の者

就学猶予をして、20歳にはなっていないが、小学校を卒業している者、男2名、女1名についてみると、次のようである。

<事例7> N. Y. (女) 1971年10月生 18歳

3歳6月時主訴は言葉の遅れが主訴で、T医大言語治療室の紹介で来所、2週間早く2,135gで生れ、乳の飲みが悪く28日間保育器に入る。熱性けいれん2回、発育は全体に遅れた。3歳6月時D. Q. 86、小児神経科医の診察の結果、潜在性脊椎破裂(不完全)が疑われる。脳波異常で投薬、5歳3月時I. Q. 76、幼稚園の該当年齢より1年下の組に入る。遊戯療法と母親のカウンセリングを行う。6歳1月時I. Q. 81、両親は就学猶予をすることを希望し、猶予する。入学後、学習指導グループに入る。2年生より、個人指導を並行して行う。学力はどうかについていける状態だが、友人関係はうまくいかず、いじめられたりする。13歳時I. Q. 69、担任の勧めで、中学校よ

り、特殊学級に入級する。学級では、友達関係もよくリーダー的役割をとる。中学校卒業後、服飾専門学校に進み、3年生に在学し、来春、卒業予定で就職先を探している。

<事例8> N. H. (男) 1972年8月生 17歳

3歳11月時、主訴は幼稚園に入ったが、勝手の行動をとり、集団行動がとれない。3歳11月D. Q. 64、難産で仮死酸欠で障害が残るかもしれないと云われた。小児神経科医の診察の結果、脳波異常があり投薬開始。幼稚園を退園し、その後、該当年齢より1年下の組に入園した。6歳3月時、I. Q. 79、両親はこのまま園に置いて、就学猶予の願いを出したが、教育委員会から、「最近は猶予しないで、全員入れてから、その子に合った教育をする方針だから」という意見であった。父親は何回も委員会と交渉したが、理解して貰えなかった。最後に「自分の子どもには、生涯の責任を持たなければならないのだから、親が一番よいと思う方法をとりたい」といって、入学式に連れて行かない考えでいたら、3月31日に許可された。1年から、学習指導グループで指導した。小学2年までは下位の成績であったが、根気よく指導していくと、3年には中位の成績になる。6年では、算数、国語は5段階評価4になり、私立中学に合格した。高校2年に在学中程度の成績をとっている。

<事例9> N. T. (男) 1974年8月生 15歳

4歳10月時T大言語治療室の紹介で、主訴は言葉の遅れであるが、精神面の指導が必要ということであった。父の勤務でブラジルで、骨盤位のため、帝王切開で出生し、歩き始めも1歳6月と少し遅く、言葉は家では日本語であったが、メイドがポルトガル語で話していたので言葉が遅れたのではないかと母は言う。4歳3月に帰国し、幼稚園に入れたが、落着きなく、集団行動がとれないと注意された。4歳10月時I. Q. 72、手の動きも鈍いので、小児神経科医の診察の結果、脳波異常があり、投薬開始した。遊戯療法と母親のカウンセリングを行なう。6歳2月時I. Q. 81、父方祖父が小学校長だったので、就学猶予が適当という意見で、両親も同意し、願いを出したが、許可されず、祖父はどうしてもさせたいと、許可されやすい地区に移籍して、猶予した。幼稚園を転園して、該当年齢より下の組に入れた。7歳1月時I. Q. 84、小学校入学後、学習指導グループで指導した。小学6年時、成績は3段階評価で、算数3、国語2、社会、理科1で、私立中学を受験し、合格した。現在、中学3年生で、中の上の成績をとり、友達関係もよく、問題なく過している。

## V 考察

学業不振になる恐れがあり、1年就学を猶予し、20歳以上になっている男4名（知能の程度は6歳時、境界線児1名、軽度精薄児3名）女1名（境界線児）事例研究の結果、事例5の自閉的行動が目立って、施設に入所した1名を除き、4名は普通高校を卒業し、中2名は大学を卒業した。家事をしている女1名以外は、会社に勤務して、社会人として活躍している。就学猶予を申請して許可されなかった男1名（境界線児）は高等養護学校を卒業して、福祉作業所で作業している。1年就学を猶予し、20歳未満で小学校卒業以上の、境界線児（男2名、女1名）につき、事例研究を行なった、男2名は普通校で中程度の成績をとっている。女は中学で特殊学級に入ったが、その後、専門学校に通っている。以上の結果から、就学猶予は、学齢時に就学しても、学校教育を受け入れるまで、能力が成熟していないで、1年就学を猶予して、学校教育の出発点で、能力が揃うと判断できる子どもには、学業不振の予防対策として、有効な方法であると言える。上野一彦は、学習障害児の相談室<sup>13)</sup>で、「(1)1年の猶予によって、心身の成長を待てば、普通教育のカリキュラムについていく可能性が非常に高いと予測できる。(2)猶予期間に、十分なレディネス教育をする具体的プログラムが準備可能である。」と就学猶予に肯定的な意見を述べている。知能指数だけで、その子の能力を判断することは危険であるが、清水利信は学力構造の心理学<sup>7)</sup>で、諸学者の研究をあげた上で、「知能と学力との相関関係は知能検査の種類、学校の違い、学年や教科などの違いによって、必ずしも一貫した傾向が見られていないが、一般的は0.6前後ぐらいと筆者は考えている。」と述べているように、知能検査の結果と学力との関係は、一般的に認められていて、一応の目安にはなると思う。そこで、境界線児や軽度精薄児の場合は、行動観察、家や幼稚園の様子等を参考にして、学齢時に入学して、普通学級でやっつけられるか、どうか慎重に判断してみる必要がある。北尾倫彦は学業不振<sup>9)</sup>で「学業不振児の治療教育にあたってみると、『このようになるまでに、なぜ手をうたなかったのか』とつくづく思う。そこで、病気と同じような意味あいから、学業不振の予防教育の必要性を強調しても、なんら不自然でないと感じるのである。」と学業不振を予防することの必要性を述べている。実際に、学業不振児に学習指導を行ってみると、特に算数科は、理解できていない問題以前の箇所が未習得の場合が多く、基礎から理解

させていかなければならず、学級での課題はどんどん進んで行くので、兎と亀の競争のように、兎が眠って待ってはいないので、特に、能力や行動に多少問題のある子どもにとっては、遅れてしまった事を取戻すのは、至難の技である。そこで、学業不振になるとされる子どもに対しては、その予防対策として、就学猶予をすることが有効である。就学猶予をした子ども達の成人像をみても、その効果を認めることが出来る。1979年に養護学校が義務化されてから、特殊学級での教育の程度が下り、小学校低学年では、軽度精薄児の殆どは、普通学級で教育されている。また、両親もそれを望んでいるが現状では、一律に教育してだけで、教科学習の習得の違い子どもに対しては、特別の配慮がされていない場合が多い。軽度精薄児は勿論、境界線児も学校での教育についていけなくなり、子どもは勉強意欲を失ってしまう。家庭で補おうとしても、学校教育内容を理解できるまで能力が育っていない場合には、努力しても効果が上らず、親子で不成功感だけ味合い、勉強意欲を失う結果になるので、子どもの将来にとってよいことではない。就学猶予は一律教育では、唯一の方法だと思う。子どもに自分だけ遅れて学校に入るという劣等感を持たせないような配慮が必要で、幼稚園の該当年齢の下の子に入れておくことは、その中で、適応できれば、子どもの今後にとっても、よい結果になる。（本研究は学習指導グループに参加して下さった諸先生の御協力によるもので、ここに深く感謝の意を表する。）

## 参考文献

- 1) 榎平俊子他 情緒障害児等の学業不振に関する研究 日本総合愛育研究所 第14集 123～127頁
- 2) 榎平俊子他 情緒障害児等の学業不振に関する研究 第2報 遊戯治療に引き続き学業指導を行った男児の一事例 日本総合愛育研究所 第15集 71～75頁
- 3) 北尾倫彦 学業不振 1975年 日本文化科学社
- 4) 同上 95頁
- 5) 小田正敏 学習障害と言語障害に関する考察 聖徳学園短期大学 研究紀要 第21号 1988年 147～157頁
- 6) 清水利信 学力構造の心理学 1978年 金子書房
- 7) 同上 37～38頁
- 8) 鈴木昌樹 微細脳障害 1979年 川島書店
- 9) 上野一彦 教室のなかの学習障害 有斐閣 1984年
- 10) 同上 178～179頁
- 11) 上野一彦 学習障害児の相談室 有斐閣 1987年
- 12) 同上 184頁